

医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号に掲げる手術

【期間:2024年1月～2024年12月】

区分	手術名	件数
区分1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	16
	イ 黄斑下手術等	100
	ウ 鼓室形成手術等	1
	エ 肺悪性腫瘍手術等	76
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	138
区分2	ア 靭帯断裂形成手術等	17
	イ 水頭症手術等	41
	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	6
	エ 尿道形成手術等	25
	オ 角膜移植術	0
	カ 肝切除術等	32
	キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	16
区分3	ア 上顎骨形成術等	1
	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	2
	ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
	エ 母指化手術等	0
	オ 内反足手術等	0
	カ 食道切除再建術等	0
	キ 同種死体腎移植術等	0
区分4	胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術	786
その他	ア 人工関節置換術	83
	イ 乳児外科施設基準対象手術	0
	ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	75
	エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	40
	オ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	240

その他 オ 内訳)

	経皮的冠動脈形成術	経皮的冠動脈ステント留置術
1.急性心筋梗塞に対するもの	20件	32件
2.不安定狭心症に対するもの	24件	31件
3.その他	77件	56件

大腿骨近位骨折部骨折後48時間以内に実施した手術	95件
--------------------------	-----